

土木部公園河川整備課（公園）工事共通仕様書

目次		ページ
1. 総則	安全対策および道路工事に伴う道路標識等の設置について	公園 ー 1
	電子納品について	公園 ー 2
	アスファルト舗装について（標準）	公園 ー 3
	レディミクストコンクリートについて	公園 ー 4
	再生アスファルト混合物の利用について	公園 ー 5
	枯損樹木の植替えについて	公園 ー 6
2. 様式	工事予告看板	公園様式 ー 1

安全対策および道路工事に伴う道路標識等の設置について

1. 施工中は一般車両および歩行者の通行を確保するため、仮歩道などの保安施設の設置を十分に行うこと。
2. 本工事施工区間について、一般住宅、枝道、駐車場等が密集し、出入口等がある場合は、施工期間中の通行に支障が無いよう配慮し、トラブルが発生しないよう十分注意し施工するとともに作業員全員の周知徹底を図ること。
3. 本工事における安全施設として、道路標識、補助標識板、表示施設、夜間安全施設、防護施設等を北海道建設部土木工事共通仕様書に基づき設置すること。なお、道路標識のうち、道路工事中看板及び工事説明看板については工事様式-1 とすること。また、車両および歩行者の安全な通行を確保するため、交通誘導警備員を配置するとともに、施工にあたっては、学校等の周辺施設と十分協議のうえ安全対策を行うこと。
4. 当該路線に交差点、カーブ等危険な道路環境にある場合は、監督員と十分協議のうえ、看板等を設置する等の安全対策を行うこと。
5. 道路使用許可にあたり所管警察署と十分な打ち合わせを行うこと。

電子納品について

受注者は下記について、工事完成後すみやかに監督員へ提出することとする。

○成果のデータファイル(電子成果)の整理方法

データの整理については、原則、各路線毎にCD-ROMに収めることとし、下記例のとおり、成果の内容をCD-ROMの表面に記載すること。

例



○フォルダ構成

作成にあたっては、下記内容を除き、原則、北海道建設部制定の「情報共有・電子納品運用ガイドライン【工事編】」に基づき行うものとし、不明な点については監督員と協議すること。



※1. OTHRsフォルダについて (その他資料)

函館市では、OTHRsフォルダ内にサブフォルダ (ORG001～ORGnnn)を作成し、「段階確認願」、「工事旬報」、「関係官庁協議資料・近隣協議資料」、「工事完成写真(.pdf)」、「再資源化報告書」、「CREDASデータ」、「型枠使用量報告書」、「その他のオリジナルファイル」を格納します。尚、「その他のオリジナルファイル」に格納すべき資料については、別途、監督員が指示するものとする。

アスファルト舗装について（標準）

- 1) アスファルト合材の標準配合は次表のとおりとする。
- 2) アスファルト及び石粉の量が+5，-3%を越える場合は，設計変更するものとする。

合 材 名	区 分	厚	アスファルト	石 粉	ゴ ム		密 度	
細 粒 度 ア ス コ ン	車 道	1cm	0.198t	0.338t	t		2.25t/m ³	100m ² /1cm当り
	歩 道	1cm	0.151	0.172			2.15	〃
	保 護 路 肩	1cm	0.147	0.168			2.10	〃
粗 粒 度 ア ス コ ン	車 道	1cm	0.118	0.094			2.35	100m ² /1cm当り
アスファルト安定処理	車 道	1cm	0.092				2.30	100m ² /1cm当り
	歩 道	1cm	0.086				2.15	〃
細粒度ギャップアスコン	車 道	1cm	0.156	0.265			2.30	100m ² /1cm当り
	車 道	1cm	0.161	0.276	0.013		2.30	〃 ゴム使用
密 粒 度 ア ス コ ン	車 道	1cm	0.141				2.35	100m ² /1cm当り
密粒度ギャップアスコン	車 道	1cm	0.136	0.242	0.011		2.35	100m ² /1cm当り ゴム使用
	車 道	1cm	0.136	0.246			2.35	〃
アスファルト縁石			0.279	0.319			2.10	100m当り

- 注 1) ゴム入りアスファルトに添加するゴムの量は，アスファルト量の8%とする。（固形分4%）
 なお，添加するゴムはプラント混合使用とする。
- 2) 各種配合は割増を除いたものである。

レディミクストコンクリートについて

レディミクストコンクリートの配合条件は次表を標準とする。

配合条件表

記号	設計 基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水 セメント比 %	粗骨材の 最大寸法 mm	最低単位 セメント量 kg・m ³	構造物
C-1	—	8	4.5	—	20~25	270	縁石・雨水桝等の基礎均 しコンクリート
C-1P							
C-4	18	5	4.5	55	40	270	根固用方塊，基礎方 塊，根固・吸出防止用異 形ブロック，管類等の基 礎，マンホールのインパ ート
C-4P		8					

再生アスファルト混合物の利用について

1. 本工事では、工作物の建設工事および解体工事（改修工事を含む）に伴って生じる、指定建設副産物のうちアスファルトコンクリートの有効利用を図るために、再生混合物を利用する。
2. 受注者は下記の資材については、指定骨材率の再生加熱アスファルト混合物を使用するものとする。
なお、再生骨材率については変更することがあるので、監督員と打ち合わせすること。

アスファルト合材種別	再生骨材率 (%)	備考
細粒度ギャップアスコン	50 %	
粗粒度アスコン	50 %	
細粒度アスコン	50 %	
アスファルト安定処理	50 %	
密粒度アスコン	50 %	

3. 再生加熱アスファルト混合物は、「プラント再生舗装技術指針」によるものとする。ただし、次の事項は「特記仕様書」によるものとする。
標準配合・標準基準密度
4. 再生加熱アスファルト混合物の設計針入度は80～100級とする。
5. 再生加熱アスファルト混合所からの運搬距離は40Km以内および1.5時間以内とする。
6. その他、特に定めのない事項や疑義については「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、監督員と十分に打ち合わせして実施にあたること。
7. 自社プラント使用により本仕様が不可能な場合は、速やかに監督員と協議のうえその旨を施工計画書に明記し、承諾願いを提出し、監督員の承諾を得るものとする。

枯損樹木の植替えについて

植栽樹木等が工事完了引き渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は、形状不良（枯死が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となることが想定されるものも含む）となった場合には、受注者は当初樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。

ただし、暴雨、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により、流出、折損、倒木した場合は、この限りではない。
植替え時期については、発注者と協議するものとする。

対象となる樹木は設計書の本工事に計上されている樹木および地被植物とする。ただし、移植および根回し工事、種子吹付工事等種子の使用による緑化工事の樹木等を除くものとする。

異常気象時等の大量枯損に対する事態に備え、積極的に（財）都市緑化基金の植樹保険制度を活用すること。

工事予告看板

本工事における道路標識として、下記の施行箇所図（例）を設置すること。

（ 例 ）

